

# 初代滋賀県令松田道之の人物と思想

馬場 義弘\*

## A Study of Matsuda Michiyuki, the first governor of Shiga prefecture

Yoshihiro BAMBA

キーワード：滋賀県令、松田道之、県政改革、開化主義

### はじめに

明治維新の歴史的意味は西洋化にあった。それは「18世紀イギリスに端を発する西ヨーロッパの産業革命からのチャレンジ（挑戦）に対応する、日本人のレスポンス（応答）」であった（毛利 2011：9）。

本論文は、初代滋賀県令松田道之（1839-1882）を事例とする、この「レスポンス」の研究である。ここでは松田の人物と思想とを通して、廃藩置県・府県統合後に推進された県政改革の歴史的特質の一端を明らかにしたい。新政府は、廃藩置県・府県統合ののち、地方行政とも深く関わるいくつかの根本的な変革を推進した。その実施にあたって重要な役割を演じたのは全国各府県に配置された地方官（府知事、県令など）であった。それゆえ大島美津子氏は、維新の諸変革についてその特質を論じようとする場合に、地方官の「能力や性格」の理解が重要な位置を占めると指摘する（大島 1970：191）。本論文ではそれを「人物と思想」という言葉でとらえている。

まず松田の人物や思想を知るための手がかりとして彼が県令となるまでの経歴を幼少期にまでさかのぼって検討し、つぎに松田が滋賀県で推進した県政改革とそれを支えた政治思想について検討する。大島氏は、地方官の「能力や性格」について理解しようとするさい、その経歴に注目する。彼らが「幕藩体制の動揺期に成

長し、幕末の動乱期に人間的に錬磨された、いわゆる志士層」であり「旧来の秩序や理念を批判し、その崩壊を促進した」という経歴をもつがゆえに「新しい統一権力の創出を実現する府知事県令に最もふさわしい人材」であったと論じている（大島 1970：198）。そして地方官は、「新政府にのみ顔を向けた忠実な官僚」、あるいは「民衆が反抗するのは、文明開化の理想を理解しえない頑迷さの故であるから、顧慮するに値しない。という価値観」を持っていたと述べる（大島 1970：201）。この地方官の性格（思想）についての評価に対して西川誠氏は「首肯し難い」とし、その理由として、明治5年頃から各地で地方官の手によって民会が設置され始めたことを指摘する。また西川氏は財政の観点から地方官と中央政府との関係を考察するなかで、地方官のもつ「牧民官」意識に注目している（西川 1993：83）。神崎勝一郎氏は、地方官の研究には具体的な地方経営の検討が不可欠だとする立場から、開港場と居留地とを有する神奈川県の権令大江卓の意識と行動を考察する。そして大江については、「中央から派遣された官吏としての意識を持って、中央政府の開化政策を遂行しつつ、一方で権限の許される範囲で、旧慣を残して地方的特性を生かした府県行政を行っていた」という地方官像を描いている（神崎 2000：218, 219, 244）。渡辺隆喜氏は大久保政権期の地方官の「基本的性格」を「牧民官の性格から行政官の性格への過渡期」にあるとし（渡辺 2001：46）、地方制度改正ないし地方官人事にもとづいて地方官を六つのタイプに分類す

\* 滋賀大学教育学部

る。すなわち、①民権派寄り地方官、②政府追隨的啓蒙派、③体制維持的保守派、④行政テクノクラート、⑤封建的官僚派、⑥農民的改租派の6タイプである。個々の分類の妥当性には、さらに検討する必要があるとしたうえで、中央においては、④型を中核に、②型（長州系）と③型（薩摩系）とを両翼とする行政中心の官僚体制が形成されつつあったと論じる（渡辺 2001：53）。以上の先行研究は、廃藩置県後の地方官僚を考察しようとするさいに、彼らの開化思想の内実、旧慣との距離、民権思想との関係などが重要な視点となることを教えてくれる。

松田の人物と思想についての考察は、この時期の県政改革の歴史的特質を考えるうえで重要な材料を提供する。松田は明治4年11月22日大津県令（のち滋賀県令）に赴任するが、その頃から世評も高く「日本三県令」の1人に数えられていた<sup>1)</sup>。また松田は、大久保利通（内務卿）に見いだされて、明治8年3月23日内務大丞に任ぜられ、以後は内務省内において強い影響力を発揮するようになる。いわば「成功した」官僚であり、内務行政の本流に位置していたからである。

## 一 政治的人格の形成

### 1 因幡池田家の陪臣の次男

松田道之は天保10年（1839）5月12日、鳥取藩池田家家老鶴殿氏の家臣久保市郎左衛門居明の次男に生れた。幼名は伊三郎である。久保氏は池田家の陪臣であり、6人扶持50俵の扶持米取りであった（木山 1925：1；『明治維新人名辞典』：「松田道之」の項）。伊三郎は、次男であったから、この久保家を継ぐこともなく、養子先に恵まれない限り立身出世は望めなかった。

伊三郎は、11歳の頃、藩医木下大壯の養子となる（木山 1925：1）。この頃の伊三郎について、上田仙吉編『故東京府知事松田道之君伝』は、次のような逸話を紹介している<sup>2)</sup>。伊三郎が13歳のとき、実家の久保家へ、同じ鶴殿家の家臣で親族同様のつき合いをしていた松田市太夫から、伊三郎を嗣子にもらいたいとの申し出があった。ところが藩医木下家の親族にあたる高藤武左衛門からも養子の話が来た。高藤家は

藩主池田家の近臣で150石取りである。久保家ではこの話を喜んだ。だが伊三郎は実父に向かい、「身分に不相応き高藤の養子となる時は『アレ見よ、久保太左衛門こそ平常莫逆の交際ある松田よりの縁談を謝絶、席も知行も高藤へ嗣子に遣しハリの為に義気を忘れし者なり』と一家中の嘲笑を受ン事必定」と言い、「目下の利に迷ひ、不義の批評をうくるとも其身の安きによらんとするは寔に武士の恥辱でござる」と訴えた。父はその「凡ならぬ才器」に感嘆して高藤の話を断ったという。編者の意図は伊三郎の利発を伝えることにあったと思われる。同時に、家中の評判を無視できずにその価値観を内面化させる伊三郎の物語は、旧体制を知る明治の読者には腑に落ちるものであったろう。けれども実際に彼は14.5歳のころ「山陰は蛟龍の潜むべき所にあらず」という内容の一詩を残し、木下家を出奔したことがあった（木山 1925：1）。「蛟龍」<sup>3)</sup>とは、時運に際会しないで志を得ぬ英雄・豪傑をたとえていう言葉である。このときは実兄によってすぐに連れ戻されたという。松田も門閥制度の閉塞感とは無縁ではなかったのである。

## 2 咸宜園入門

松田は安政3年（1856）10月、咸宜園に入門する<sup>4)</sup>。咸宜園は儒学者広瀬淡窓が文化14年（1817）豊後国日田（現在の大分県日田市）に創設した近世日本で最大の漢学塾である。入門者は九州地方を中心に全国に広がるが、塾生の多くは僧侶あるいは医師であった。士族の入門者は少なく、全体の5.5パーセント程度である<sup>5)</sup>。因州出身の入塾者は松田以前は1人である。その人物は嘉永5年（1852）1月29日入門の木下文庵で、入門簿には「木下主計倅二五歳」と記されている（「入門簿」：89）。文庵は日野郡二部宿の医師日比泰順の二男で、主計（後の大莊）に子がなかったため、養子に入って木下家を嗣いだ。安政4年には鳥取藩主の長男新次郎附の医師加役となっている。松田も入塾簿では「木下俊蔵」を名乗り、「木下大壯倅十六才」と記されている（「入門簿」：102）。

咸宜園の教育方針は三奪法の名で知られていた（高野 1974；海原 2008）。三奪とは、第1に

長幼の序を否定する、第2に入門以前の学歴を一切問わずに同等に扱う、第3に身分に関係なく平等に扱う、というものであった。そして毎月塾生一人ひとりの学業成績（月旦評）を公表し、それにもとづいて進級が決められた。年齢・学歴・身分の3つを奪われた塾生らは、改めて月旦評による学力認定にもとづいて新たな序列を与えられたのである。そこには学業成績に仮託した実力主義があった。

咸宜園が封建的身分秩序を重視しないのは、創始者広瀬淡窓の思想と通じるところがある。淡窓は、彼の経国思想を述べた著書「迂言」<sup>6</sup>のなかで、門閥制度を否定する論理を展開していた。すなわち当時の社会に困窮をもたらす6つの「弊俗」について論じているが、その1つが「門地の高下を論ずること」であった。淡窓は、門閥制度の前提は先祖の功績の大小であって、それは今の時代とは無関係であると言う。それゆえ門閥制度に基づく人材登用は、その人物の才徳によらないから大いに国家の害となるとし、また門閥によらない人材登用が行えないことは、主君の威光を薄くすると主張していた（「迂言」：7, 8）。

咸宜園では、塾の運営のためにいくつかの役職が設けられていた。それらの役職は月旦評を踏まえつつ、当人の資質も勘案して適材適所の配置がなされたという。松田は塾中一切の会計を扱う「主簿」に任ぜられている。主簿は何十人の塾生を擁する咸宜園の会計を担う役職であるから、ソロバンに明るいしっかりした人物でなければならなかった（海原 2008: 216, 221）。松田は、門閥にかかわらず個人の實力と資質とを重んずる咸宜園のもとで、頭角をあらわす機会を得たのである。

### 3 尊皇攘夷運動

#### ①尊攘家

4年間を咸宜園に学んだ彼は、安政5年（1858）鳥取に戻ると松田家の養子となった<sup>7</sup>。松田家は実家の久保家と同じく鶴殿家の家臣である。文久2年（1862）の秋、池田家家老である主家の鶴殿藤輔が藩主に従って上京するにさいして、松田も養父市太夫とともに上京して情報探索の任に付いている<sup>8</sup>。翌文久3年に藩の周旋方と

なった松田は、諸藩の尊攘家と広く交わりを持ち、河田佐久馬（景与）<sup>9</sup>と並んで鳥取藩を代表する尊攘家として知られるようになった。とりわけ長州藩の尊攘家とは気脈を通じたという。幕末の政治状況のもとで、松田は藩政においても頭角をあらわす機会を得たのである。

松田の政治的人格形成という視点からみて、尊皇攘夷運動への接近はどのように位置づけられるだろうか。すでに述べたように大島氏は、明治前期の地方官について論じるなかで、彼らが「いわゆる志士層」であったことを重視する。そのさい大島氏が述べる「経験」の内容は、旧秩序の批判者であったということと、政治的動乱のなかでの人間的錬磨とである（大島 1970: 198）。第1の「旧秩序の批判者」については、丸山眞男の尊攘思想に関する次の議論が有効であろう。丸山は尊攘思想を「外国勢力の圧力に対して国家の独立を保持するという問題を、当時のことばと当時の価値基準で」表現したものと述べている。それは「国家の対外的独立の問題を自分自身の任務として考える」ナショナリズムの表現だとする（丸山 1996: 209）。松田が鳥取藩の代表的な尊攘家と認められていたことは、彼が国家の問題を自らの問題として捉えるナショナリズムの地点に立っていたことを示している。

ところでそのような地点に立つとき、門閥制度あるいは「身分的な障壁」に打ち克つことが正当性をもった課題として追求される。そのことは幕末の政争を激化させる。鳥取藩においても藩論の分裂が、重臣の殺害事件を引き起こすのである。松田もそれに関わることになるが、第2の「人間的錬磨」の事例として次に紹介する。

#### ②本圀寺事件

幕末の政治情勢のなかで、鳥取藩においても、公武合体路線を支持する藩主側近らと、急進尊攘派の家老・周旋方との対立があった（鳥取県 1979: 617, 618）。そしてこの対立はついに重臣殺害事件を引き起こす。文久3年（1863）8月17日、京都本圀寺の鳥取藩宿所内において、河田を首謀者とする22人の藩内尊攘派が、側用人助役黒部権之介ら4人の重臣を襲撃したので

ある<sup>10)</sup>。これによって河田らは藩論を一挙に尊皇攘夷へ向かわせようとした。しかし翌18日に京都で八・一八の政変が起こり、河田らと密接な関係にあった長州藩勢力が京都から排除されると、朝議は公武合体路線へと一転し、鳥取藩においても河田らの目論見は挫折せざるを得なくなった。それでも事件によって、藩内における側近らの影響力は後退し、周旋方を支持していた家老らの影響力が強まった。そのため河田らに対する処分は「急度謹慎」という軽いものとなった（鳥取県1979：629, 630）。

この事件を実行した22人に松田は入っていない。しかし計画の合議には22人のほかに留守居の安達清一郎、周旋方の伊王野平六、そして松田が加わっていたという。この3人について河田佐久馬は「故ありて同盟に加へず」と記している（鳥取県1979：624）。その「故」（理由）について、実行に加わった足立正声<sup>11)</sup>は「我等の死後君側を清めて一藩の正義を維持するのは、松田氏の外になし、宜しく残りて我等の志をつげとて、引き還らしめし」という意図があったと後年述べている（木山1925：5）。また『鳥取県史』は、尊攘派の諸公卿・他藩士との交わりが広く、また学識の深い彼ら3人を、将来の指導者として残すという河田の配慮があったとしている（鳥取県1979：624）。いずれも同志の温存策を示しているが、事件後の松田の動向を見ると、さらに別の意図があったと思われる。すなわち松田は、事件ののち家老の荒尾駿河に接触して22人の助命嘆願を行い、さらに藩外でも知己の公家を頼って同様の助命運動を展開している。しかもこれらの運動には、河田の指示によるものもあったという（鳥取県1979：628）。松田は、その藩内外における人脈と交渉能力を生かして、襲撃決行後の助命周旋策を実行する役割を果たすのである。こういった計画の周到さのなかに、鳥取藩尊攘派の人間的錬磨とさらに松田の活動家としての資質を読み取ることができよう。

#### 4 新政府への出仕

慶応4年1月5日、薩長2藩を主力とする山陰道鎮撫の軍勢が京都を出発した。総督西園寺公望は、このさき諸藩から恭順誓紙・証書を受

け取り、84日間の行程を経て3月28日に京都に戻ることになる<sup>12)</sup>。この鎮撫使に対して恭順の誓書を提出するか否かをめぐり、多くの藩は動揺を来たした。だが鳥取藩は早くに向背を決して、16日には門脇少造<sup>13)</sup>（記録方・周旋方兼帯）、沖探三と松田の3人が、福知山の総督陣中を訪れている（鳥取県1979：734）。

そこで長州藩隊長小笠原美濃介と会談の結果、鳥取藩からも1小隊が鎮撫使一行に加わることになった（『西園寺公望伝』1：159）。鳥取藩尊攘派は長州藩尊攘派とは気脈を通じており、またこのときの長州藩隊には但馬浪士柴捨蔵（後の北垣国道）が加わっていた（鳥取県1979：734）。柴は生野の乱に加わったが、このとき松田から武器の調達などを支援してもらっており、乱の鎮圧後は鳥取藩内に匿われていた<sup>14)</sup>。松田が藩を代表して山陰道鎮撫使の応接役に任ぜられたのは、彼の政治的経験と人脈によるものであろう。

こののち松田は、門脇とともに新政府の徴士に任用された。松田は、慶応4年閏4月2日、京都裁判所在勤の内国事務局権判事となり、その後京都府権判事（同月25日）、京都府判事（同月28日）、京都府大参事（明治2年7月13日）と、地方官としての道を歩む（木山1925：9）。松田は尊攘運動の経験とその人脈とによって、いち早く新政府の官吏に採用されたのである。

新政府は慶応4年1月15日、諸外国と和親条約を結ぶ方針を示している（『法令全書』：明治元年第33）。尊攘家であった松田は、この新政府の方針に対してどのような態度をとったのであろうか。

京都府時代に松田は、いわゆる粟田口刑止事件に遭遇する。明治2年9月、京都滞在中の兵部大輔大村益次郎が長州出身の攘夷浪士らに襲撃された。大村はこのとき重傷を負い、それがもとで死去した。刺客らはまもなく逮捕され、裁判の結果梟首刑が確定する。12月7日刑部省は京都府に刑の執行を指令したが、20日の執行に立ち会うべき弾正台京都支台が処刑当日に刑の執行停止を申し入れてきた。その背景には京都支台大忠の海江田信義、門脇重綾、少忠足立八蔵（正声）らの西洋化に対する反発があったとされる（我妻1968：114）。数千にのぼる群

衆が刑場を取り囲むなかでの執行中止は、京都府にとって大失態となる。政府は事態糾明のため、関係者を東京に召喚し取調を行った。その結果、弾正台、弾正台京都支台、京都府のそれぞれの当事者および責任者が処分を受けた（我妻1968:118）。京都府大参事であった松田にも、知事長谷信篤とともに、謹慎が命じられた（明治3年3月28日）。理由は、弾正台京都支台より執行猶予の申し入れがあったとき、留守官に判断を仰ぐべきところ、「専断手落」があったというものであった<sup>15)</sup>。

ところで長谷や松田らを取り調べを受けるため京都府を不在にしたとき、代わりに京都府大参事に任ぜられて赴任したのが元鳥取藩士の河田佐久馬である（明治3年1月8日）。河田は3月28日京都府の勸業御用掛に会津藩出身の山本覚馬を登用した。山本は砲術の家に生まれたが、江戸に出て蘭学を学んだ人物である。戊辰戦争のとき大阪で薩摩藩兵に捕らえられ京都の薩摩藩邸に幽閉されたが、その後兵部省預りとなっていたのを河田がその学識をかって登用したのである。山本の勧めで、さらにプロシア人カール＝レーマン、ルードルフ＝レーマン兄弟が京都府に雇い入れられている（京都市1975:45）。やがて京都府に復帰した松田は、山本覚馬と親交を結び、山本の自宅で政治・経済の講義を受けるようになる（青山2013:163）。鳥取藩尊攘派の同志であった河田が京都府に赴任してきたことがきっかけで、松田は西洋について学ぶ機会を得た<sup>16)</sup>。

## 二 松田道之の県政改革と開化主義

### 1 大津県令となる

明治4年11月22日、大津県令に着任した松田道之は、県政改革の推進者として現れる。松田が大津県令に赴任するのと同じ月に全国72県で地方官が新たに任命されているが、そのうち約40県は他県あるいは中央からの異動である<sup>17)</sup>。この地方官人事は大蔵省によるもので、廃藩置県（明治4年7月）、府県統合（同年11月）を経て実施されたものである（大島2005:388）。新政府は新任の県令らに「旧習ニ不拘」「速ニ改正ノ見込」を立てることを求めた<sup>18)</sup>。彼

らは県政改革の実行を期して任命されたのである。なお「県令」という呼称はこのときに始まるが、県の地方官72人のうち官等が4等の県令は12人に過ぎず、権令（5等）が18人、参事（6等）が41人、権参事（7等）が1人であった<sup>19)</sup>。

松田は赴任の翌月に県名変更の建言書を大蔵省宛に提出しているが、その文面は県政改革にかける彼の意気込みを示している。すなわち県名変更の理由について、松田は、「大津」の名称が旧幕府代官所の所在地から付けられたものであり、それを踏襲しては「開化ノ進歩ニ障碍」があるからだと言う。そこで県庁所在地の郡名をとって滋賀県とすることで「旧面目ヲ一新」し、「愚民ノ固著ヲ折破」したいと願ったのである（「太政類典」2篇95巻地方1）。この建言は採用されたが、実は明治4年から5年にかけて、地方官の赴任後1年も立たないうちに県名を変更した事例は他にも16例ほどある（大島2005:385）。いずれも滋賀県と同様、地方官の上申にもとづき、旧藩名を県庁所在地の郡名もしくは町村名に変更している。ただ他の上申に書かれた県名変更の理由は、松田の建言書ほどには明快ではない。「固陋ノ人情旧弊」（平県）を改め、あるいは「人目一新」（福井県）を目指すという方向ではだいたい一致しているものの、なかには「無摠情実有之ニ付」（一ノ関県などというものもある（「太政類典」2篇95巻地方1）。それでもすべての建言が認められているのは、それが大蔵省の方針に沿うものであったからであろう<sup>20)</sup>。

### 2 県政改革と開化主義

松田が着任する以前の大津県においても制度変革は行われてきた。とりわけ廃藩置県に代表される封建的領有の解体は歴史的に重要な変革であり、松田の県政改革もその成果のうえに可能となったのである。さらにいえば松田以前の変革の担い手として大きな役割を演じたのは元代官やその元属吏らであった。後に2代滋賀県令となる籠手田安定は、慶応4年（1868）7月判事試補として大津県に赴任したが、「江州ノ如キ尤モ分裂甚シキ土地」において平戸藩出身の彼は「地理に暗く亦人情に疎」いため、県政に困難を感じていた。しかし旧代官所の属吏

ら「技能者」に助けられたと述べている（鉦鹿 1985：16, 17）。

しかし松田が主導した県政改革は、開化への強い志向をもつ点で、それ以前の改革とは区別されるものであった。籠手田は、松田以後の滋賀県政について、「是に於て県治大に変す」（鉦鹿 1985：37）と述懐している。松田県令のもとで「官尊民卑ノ弊風」が改められていったことに県民らは大いに驚いたという。たとえば大津県庁において職員らは、知事も含めて、これまでは結髪に双刀を帯びていたという。しかし松田の着任を機に、彼らは松田にならって結髪をやめて散髪にし、脱刀した。さらに郡村の吏員らも争って散髪となり、あるいは洋服を着るなど、大津県では欧化が「一瀉千里ノ勢」（鉦鹿 1985a：38）で進んだという。

以下では、松田の県政改革に通底する開化主義の特徴について考察し、その歴史的意味を検討する。松田の県政改革の概略については、森順次氏が「初代滋賀県令松田道之」のなかで紹介している。森氏は、木山竹治『松田道之』および当時の新聞をもとに松田の建議書や県政改革の事例を紹介する。そしてそこに松田の開明性が現れていると指摘し、その開明性を「徴士」一般の資質として説明する<sup>21)</sup>。本稿では木山・森の叙述内容を参考にしつつ、松田の県政改革に現れた「開明性」の内容に立ち入って検討する。

なお、松田は能弁家として知られたが、一方筆まめな性格で、以下で検討する文章はいずれも自ら起草したものである（木山 1925：82）。達の前文や告論文なども同様であり、それらは松田の政治思想を示すものとなっている。

#### ①議事所大意条例（明治5年1月）

明治5年1月、滋賀県は議事大意条例を制定し、大津町南町（旧寺内町）の顕証寺内に議事所を開設した。地方民会の設置は全国的にみて最も早い時期のものである<sup>22)</sup>。この議事所の設置に関して、先行研究は松田を「先見ある政治家」（木山 1925：10）あるいは「開明派」（森 1972：157）と評価するが、ここでは議事大意条例の前文をもとに「開明」の内容を検討する<sup>23)</sup>。

議事大意条例の前文は、議事所を「県庁官吏

と県内人民と親しく議すへき」場と位置づけているが、その設置目的は県民の利益にあると述べる。そもそも県庁は県民の利益のために存在するとしており、それは「県庁の為めに県内の人民あるにあらず、県内人民のために県庁あると知るへし」と表現される。この論理は国家についても適用されている。つまり「億兆の人民」が「集つて国を成し」たのであって、その人民の「権利を保護」して国益民福を増加するために「政府を立て」たのだという社会契約説の立場をとっている。社会契約説にもとづく政府論は、議事大意条例制定の翌2月に出版された福沢諭吉「学問のすゝめ」でも主張されているが、ほぼ同時期に松田によっても表明されており、それが県政改革の根本理念となっていたのである。

#### ②滋賀県各官ニ告グ（明治5年2月）

明治5年2月「滋賀県各官ニ告グ」（『滋賀県史』44, 制度7, 布令1）は、滋賀県の官吏らに対する訓示であるが、松田はそのなかで、職務に必要な知識や能力を身に付けていない者がいると、厳しい言葉を浴びせる。そしてそれは日本の官吏登用制度に問題があるのだと述べる。つまり西洋では個々の職に対応する学があって、官吏には官吏の職に相応する学科を修めた者が採用されているのに対して、日本ではそのような人材登用の方法がとられていないところに問題があるとする。そのため官吏のなかには百巻の書を読んでいるにもかかわらず職務に迂闊であったり、職務の用に立つようには見えるが世界の大勢を知らないために旧式に固着して不都合を起こしている者がいると指摘している。

人材登用制度について、かつて松田が学んだ咸宜園の創設者廣瀬淡窓はその著書「迂言」において論じている。淡窓は門地主義にもとづく人材登用を、国を衰乱に赴く「弊俗」とであると断じていた（『迂言』：8）。ただし門地を廃止することは現実的でないとし、「旧家の子弟たるものを教育して、善に趣き、悪を棄てしめ、国家の用に供するより外はなし」（『迂言』：37）との穏当な結論に落ち着いていた。「迂言」は、下級士族の次男に生まれた松田にとって、門地主義を否定する論理を提供したが、同時に諦念を求

めるものでもあった。

しかしいまや松田は、西洋の例を示すことで、県庁官吏らの地位の正当性の根拠（門地、家産、あるいは既存の事務手続きへの熟達）を揺さぶり、県政改革に向かう県令の主導権を明らかにしたのである。

### ③県官と県民との関係

明治5年3月の第21号布達は、官員が県内を巡回するさいに村が用意する食事を「一汁一菜」とし、県庁から代価として支払う「永百文」で賄えないような「御馳走」を提供することを禁止した（『滋賀県史』43, 制度6, 規則2, 雑則）。また翌4月には、県民が県令・参事その他の官吏に道で行き合ったときに、「土上ニ拝伏、或ハ手ヲ地ニ附ケ挨拶」することを禁止した。このいわゆる土下座の姿勢は「禽獸ノ所業」であるというのが理由である（森1972:159）。

ちなみに福沢諭吉は「学問のすゝめ」（明治5年2月）のなかで、官吏について「その人の身の貴きにはあらず」、「国民のために貴き国法を取扱うがゆえにこれを尊ぶのみ」と述べる。そして「学問のすゝめ」の2編（明治6年11月）では、かつて「百姓町人は由縁もなき士族へ平身低頭し」ていたが、それは「けしからぬこと」（福沢2008:25,26）だと断じている。そのような慣習は「卑屈不信の気風」（福沢2008:44）をもたらし、文明開化を妨げるのだという主張である。

滋賀県布達もまた「禽獸ノ所業」という強い言葉を使ってこのような慣習を否定している。松田は「県内人民のために県庁あると知るべし」という政治理念をもつがゆえに、県民の官吏にたいする振る舞いについて、従来から続いてきた慣習を確信を持って否定するのである。

### ④勸業政策（明治5年4月）

松田の開化主義は、勸業政策にもよくあらわれている。松田が大蔵省に宛てた伺書（明治5年4月10日付）（滋賀県議会1971:968,969）には、勸業政策の要となる4つの具体策が掲げられているが、その第1項は「外国人避暑のため湖辺へ来遊御差許願書」で、第2項は「外国人雇入洋学校取設に付伺書」であり、いずれも外

国人との接触を図るための策であった。琵琶湖畔への外国人避暑地設置を願う第1項は、たんなる観光開発ではなく、貿易促進のための環境づくりを目指したものである。松田は別に「外国人当夏避暑之為メ湖辺へ来遊御指許願書」（同月）を大蔵省宛に提出している<sup>24)</sup>。そのなかで彼は、琵琶湖の景勝は海外にも聞こえておらずに2月ごろから大津町では西洋客館を造営して外国人がそこに寄留しているから、現在進められている条約改正交渉が成って外国人が国内どこでも居留できるようになれば、琵琶湖辺に土地を購入して避暑館を建設したいと述べている。そして条約改正が成らず従来通り外国人が居留地外に住むことが出来ないとしても、「炎暑六十日之間」のみ琵琶湖辺への避暑を許可してもらえれば、外国人が滋賀県へ避暑に集まるようになり、県民の「開化進歩」につながるとしている。当時外国人は居留地以外に居住が認められなかったから、避暑地計画には大津に外国人「居留地」をつくろうという狙いがあった。それゆえ避暑地計画は勸業政策の第1に掲げるべき重要政策だったのである<sup>25)</sup>。

第2項の欧学校設立も、勸業政策の一環として構想されている。欧学校については教育史の視点からいくつかの論考があるが（木全1996:1996）、ここでは松田の開化政策の特徴を検討するために欧学校の設置等に関連して2つの視点から考察する。第1は欧学校開校に向けて松田を支援した人脈について、そして第2は欧学校にかかる経費を民間に寄った理由についてである。第1に関して、松田はカール・レーマンに欧学校の外国人教師を斡旋してもらっている（荒木2003:185）。カール・レーマンは、山本覚馬の紹介で京都府に雇われ、京都府の開化政策に関わっている人物である<sup>26)</sup>。彼は京都府の欧学校設立にも関係していた。このように松田が京都府人脈からの助言や助力を得られたであろうことは推察できることである。これとは別に松田は福沢諭吉とも親交があった。松田宛の福沢書簡に、欧学校の経営について助言したものが残っている（木山1925:15,16）。それは欧学校の教師雇入れにさいして高額の人件費を捻出するための方策について述べたものである。松田はのちに明六社の社員（客員）となり

集会に参加することもあったが<sup>27)</sup>、明治5年のころにはすでに福沢とのあいだに親交があったようである。松田の開化政策について考察するさいには、福沢の影響を想定してよい。第2に欧学校の設置および運営に係る費用を県の予算からではなく民間からの寄付によった理由について、松田はとくに見解を残していない。しかし官主導の開化政策に批判的であった福沢の影響と考えれば理解出来る。福沢は、官主導で開化政策を進めると、文明の形は備わるが国民の精神はかえって萎縮すると主張していた（福沢2008：55, 56）。松田がこの主張を支持したとすれば、欧学校は民間の力で設置されなければならなかったのである<sup>28)</sup>。なお付け加えるならば、福沢にとって重要なのは「文明の精神」あるいは「独立の気力」であった。松田もまた県民の気質を問題にしていた。それは勸業政策に関わる伺書の前文にも現れている。そこで松田は、滋賀県は土地も肥え富豪の民も多いが、県民は「甚だ開化日新に後れ、世界の形勢を知らないから「眼前の小利」に気を取られて「大利益あるを知ら」ないと述べている（滋賀県議会1971：969）。そのような県民の気質をいかに改めるかが、松田にとって重要な課題と認識されていたのである。

以上みたように、松田の開化主義は、勸業政策と親和的であったが、県民気質の養成を重視するため官主導ではなく民間の力をもちいよとしたところにその特徴があった。

なお、第3項は勸業社規則の届、第4項は「バンク」設立の願書である。このうち勸業社は、滋賀県下の物産興隆と窮民授産のために立てられたが、結社にあたっては、松田自身が1,500両を拠出し、次いで県内の有力商人である阿部市郎兵衛が1,000両、以下54口12,760両が集まった（森1972：153）。ここでも松田は民間資金を基礎においた勸業政策を選択している。

#### ⑤元膳所藩士への説論

明治5年4月、士籍・卒籍を脱して帰農していた元膳所藩士族・卒らが、士族・卒への復籍を願い出た。復籍願いの背景として、帰農した元士族・卒らへの保護や特典が2月に廃止され（太政官布告第42号）、一方で士籍・卒籍を失っ

たために政府からの家禄も支給されないという事情があげられる。復籍するためには政府の審議を受ける必要があったが、松田の尽力もあって、彼らは8月には願い通り復籍することができた（滋賀県議会1971：81, 82）。

ところで松田は県令の職務として彼らの嘆願を取り次いだ、その内容には批判的であった。松田は、嘆願書を携へて東上するに先だつて、元膳所藩士族・卒らに対し説論を行っている。松田はまず嘆願の真意が、(ア)士族・卒に与えられる給禄を望んでいるのか、(イ)士族・卒の名を求めているのか、を問う。そしてもし(ア)であるなら、士卒のような「天下遊民」に「永久給禄を与ふるの義なく」、したがって現在の家禄はいずれ廃止されるであろうと述べる（滋賀県議会1971：969, 970）。これは福沢のいう「人民独立の気力」論に通じる議論である。福沢「学問のすゝめ」第10編（明治7年6月）は「我国士族以上の人、数千百年の旧習に慣れて、」「傲然自ら無為に食してこれを天然の権義」と思っているが、これに対しては「ただ自食の説を唱えてその酔夢を驚かすの外手段なかるべし」（福沢2008：110, 111）という。福沢は「自力に食むの一事」（福沢2008：110）を重視するのであるが、松田もまた「其力其業ニ食マスシテ只徒ラニ食ヲ仰クノ理ナシ」と論じている（滋賀県議会1971：969）。

さらに松田はもう1点重要な主張をしている。それは(イ)の場合についてである。松田は、「民権」には士族・卒も平民も異なるという理はなく、「人は称呼を以て不貴、其徳を以て貴ふ」と述べる。さらに「士族卒何物たるや、却て其族称に就て聊か束縛を免れず、自主自由を不得の人民と知るへし」（滋賀県議会1971：969）という。福沢も四民同等を主張するが、松田はさらに一歩踏み込んで、族称を好むということが、自主自由の精神を束縛するのだと断じたのである。

#### ⑥県治所見と事務引継書

明治7年1月に示された県治所見は、滋賀県政の諸課題について松田が所見を述べたもので、20項目にわたって具体的な施策が示されている。その前文には各所見の根底にある松田の

県政思想が述べられている（滋賀県議会 1971：946-952）。松田は、県令の職務について、「成規ニ依リ法ニ従テ行フ」ことだとするが、しかし現在は「未タ開明ニ至ラサル」がゆえに県令が「告諭勸奨」を出す必要があるとする。しかしそれは「衆多ノ利不利」をみてやむを得ず出すものであって、本来はみだりに「告諭勸奨」を行うべきではないと主張する。また「告諭勸奨」と制令とは明確に区別すべきものであって、民はそれを「奉スルモ奉セラルモ専ラ其便宜ニ依ルノ権」があるとしている。なぜなら元来「人民集テ国ヲ成シ」「政府立法ノ根元皆人民ニアル」のだから、「法ニ違ヒ或ハ他人ヲ妨害スルニアラサルヨリ以上ハ官之ヲ禁シ之ヲ督責スルノ権ナシ」なのである。そうでなければ「人民自主自由ノ権利ヲ束縛シ、保護ノ官却テ即チ妨害者トナル」という<sup>29)</sup>。松田の県政思想さらには政治思想の根底には社会契約説があり、そこから松田は、政府は国民の「自主自由ノ権利」を最大限尊重すべきだと主張するのである。

「事務引継書」（明治8年4月27日付）は、松田が内務省本省への異動が決まり滋賀県を離れることになったために書かれたもので、諸課に布達された<sup>30)</sup>。松田によれば、この「事務引継書」には、県治所見で詳述できなかったことあるいは記述できなかったことを書いた。それゆえ「県治所見」とあわせて参照するようにと記している。たとえば「事務引継書」は県会について「先ツ速ニ県会ヲ設立アルベシ」と説く。県治所見でも「先ツ県会議事ヲ興シ」とあるから、ここまでは同内容である。「事務引継書」ではさらに踏み込んで、「県治ヲ進歩シ人民ノ知見ヲ開明ニスル」ためには「他ノ議論刺衝」つまり異論による刺激を盛んにする必要があるから、そのために県会・区町村会に限らず世事を論ずる場を設けるべきだと主張している。そして県政批判が盛んとなって、そのために県庁が苦しむようになれば、それは好ましいことなのだと言う。その批判がたまたま「忌諱ニ触レ、過激ニ亘ル」ようなことがあっても、県政のために喜ぶべきであり、国法に触れなければ決して咎めてはいけなとする。この「刺衝」という言葉は福沢の「学問のすゝめ」4編（明治7年1月出版）にも用いられている。福沢は「上

下固有の気風も次第に消滅して、始めて真の日本国民を生じ、政府の玩具たらずして政府の刺衝となり、（中略）もって全国の独立を維持すべきなり」（福沢 2008：50）と述べる。松田は、県民が議会の設立を機に政治を議論するようになり、そこで批判精神が生まれることを期待したのである。

## おわりに

松田が推進した県政改革の歴史的特質は、その基本原理に「自主自由」の尊重を置いたところにある。しかも松田の県政改革は、当時の内務行政のなかで傍流に位置したのではなく、維新の諸変革を牽引する役割を担った。本論文では、松田の思想や県政改革に関わる諸事象のなかに、この「自主自由」の尊重という基本原理が見いだされることを明らかにした。それらは、相互に関連するか、あるいは親和的な関係にあり、以下のようにまとめることが出来る。

まず第1に、松田は社会契約説にもとづく県政の基本原理を示した。すなわち松田は、「億兆の人民」がみずからの「権利を保護」するために「集つて国を成し」て「政府を立て」たのであるから、政府の目的は人民の「権利を保護」することにあると論じた。そして県政はその実際においても「県内人民のために」行われるべきものだとした。それゆえ県の官吏は、門閥や経験ではなく、職務に必要な知識や能力によって評価されるべきだとした。松田は、国家の存在理由を根本的に捉え直すことによって、既存の秩序や慣習を否定し県政の新しいあり方を示したのである。

第2に、松田は県民にたいして「自主自由の精神」をもつことを求めた。それは個人の幸福追求のためでもあるが、同時に、自主自由の精神をもった県民（国民）こそが県（国家）の発展に寄与するのだという文脈で語られる。それゆえ「自主自由の精神」あるいは「独立の気力」の妨げになるような政策は避けなければならない。例えば松田の勤業政策は、西洋を模範として積極的に開化を推し進めようとするものであったが、しかしそれは県主導（官主導）ではなく民主導で進められなければならない。県主

導（官主導）の開化政策は、かえって県民から「自主自由の精神」を奪ってしまうからである。まして県民が官吏に向かって土下座をしたり、あるいは「ご馳走」をもてなすような慣習は強く否定したのである。

第3に、松田は「自主自由の権利」は尊重されなければならないという。たとえば松田は開化政策を推進するために「告諭」を出す、それは県民の利益のためにやむを得ず出すものであって、本来はみだりに出すべきものではない。また告諭は制令とは明確に区別すべきものであって、県民にはそれを守る義務はない。

また松田は、県民が、県政に対して批判精神をもってさかんに批判するような状態こそが県政発展のために好ましいのだとする。そのために民会に限らず「世事を論ずる場」を設けるべきだと主張する。また県政に対する批判は、それが「忌諱二触レ、過激二亘ル」ようなことがあっても県政のために喜ぶべきであり、国法に触れなければ決して咎めてはいけないという。

以上まとめたように、「自主自由」の尊重という基本原理は、松田の思想や県政改革に関わる諸事象のなかに広く見いだされる。それが近代日本において蹉跌をきたしたことは周知の通りであるが、その点に関しては今後の課題とした。

## 注

- 1) 明治15年発行の朝日新聞に「明治四年辛未十一月大津県令に転ぜられし後は名声いよいよ高く頗る管民の人望を得られ日本三県令の一人と称へられし」（『朝日新聞』明治15・7・11）と伝えている。また『大日本人辞書』（1886年初版、1937年増訂11版）の「柴原和」の項には「兵庫県令神田孝平、滋賀県令松田道之及び和（柴原…馬場注）を合せ本邦の三県令と称せらる」とある。宮武外骨も同様の指摘をしている（宮武1941:260）。
- 2) 松田は明治15年7月6日に43歳で病死したが、上田仙吉編『故東京府知事松田道之君伝』（京都書林、1882年）は、同月31日に出版届を出して8月に出版された。8月9日付の『朝日新聞』に広告が掲載されている。ただ本書は正確さに欠くところがある。例えば本書は伊三郎が松田家の養子となったときから「俊蔵」を名乗ったとするが、実際にはそれ以前の咸宜園入門時の名簿に「俊蔵」の名が記されている（「入門簿」:102）。また本書は伊三郎の父を「太左衛門」としているが、（木山1925）によれば「市郎左衛門」である。
- 3) 木山（1925:1）には「蚊龍」とあるが、「蛟龍」の誤植と思われる。
- 4) 「入門簿」には「安政三年十月三日 因州鳥取城下 木下俊蔵 木下大壮倅十六才」とある（「入門簿」:102）。木山前掲書に「安政二年十七歳の時」（木山1925:2）に入門したとあるのは誤りと思われる。なお咸宜園の「入門簿」は以下の文献でも見ることができる。  
大塚富吉編（1949）『咸宜園入門百家小伝』大分県郷土文化研究会  
高倉芳男（1968）『咸宜園入門簿抄』古川克己  
中野範編（1975）『咸宜園出身二百名略伝集』広瀬宗家
- 5) 「入門簿」に記載の全入門者4,617名の出身地は、全国68ヶ国のうち下野・甲斐・隠岐・大隅の4ヶ国を除く64ヶ国に及ぶ。このうち九州地方がもっとも多く3,430名（74パーセント強）を占め、中国地方（448名）、近畿地方（342名）がそれに続く。入門者の身分・職業については、入門簿には必ずしも明示されていないが、井上義巳氏の分析によれば、淡窓時代の入門者2,915名のうち僧侶が983名、武士が165名、その他（農・商・医師など）が1,767名である（井上1974:25,30）。
- 6) 「迂言」は淡窓の経国思想を述べたもので、天保11年8月28日に脱稿された。諸侯に読まれることを期待していたという（井上1987:112）。
- 7) 木山（1925）によれば、松田は安政5年に帰郷している。松田家の養子となった時期は不明であるが、文久元年（1861）11月頃には、松田姓を名乗っている（木山1925:2）。
- 8) 松田市太夫發明は、文久2年、主人鶴殿氏に従い上京するが、翌年2月病氣により京都に客死する（木山1925:3,5）。
- 9) 河田佐久馬は、文政11年（1828）10月伏見生まれ。嘉永4年（1851）家督を継ぎ、伏見留守居役となった。家禄は200石。松田が上京した文久3年（1863）には京都留守居役も兼ねていた（『明治維新人名辞典』:「河田佐久馬」の項）。
- 10) 襲撃されのは他に小姓頭側役高沢省己、同早川卓之丞、側役学校奉行兼帯加藤十次郎の3人。黒部・早川は即死、高沢は重傷後死亡、加藤は当日留守であったが翌日自害した（鳥取県1979:620）。
- 11) 足立正声は、後に報国隊副督となり、明治以後は、政府の官吏となり、伊那県および浜田県の

大参事等を歴任する。

- 12) 西園寺公望が山陰道鎮撫総督に任ぜられたのは1月4日。参謀として薩摩藩の黒田嘉右衛門(清隆)、長州藩の小笠原美濃介がついた(『西園寺公望伝』1:149,155)。
- 13) 門脇重綾は、文政9年(1826)生まれ。鳥取藩士、国学者。元治元年(1864)5月京都詰周旋方。慶応4年3月徴士・内国事務局権判事、明治2年5月弾正大忠となる。明治5年8月没(『明治維新人名辞典』:「門脇重綾」の項)。
- 14) 文久3年10月12日の生野の変に際して、松田や河田らは武器調達などの支援をした。生野の乱は鎮圧されたが、この乱に参加した但馬国の豪農出身の柴捨蔵(後の北垣国道)、進藤俊三郎(後の原六郎)らの尊攘派有志らは、その後も鳥取藩尊攘派と密接な関係にあった。戊辰戦争においては北垣・原は、因州藩士らとともに従軍している(鳥取県1979:631)。
- 15) 執行中止の知らせを受けた太政官は、直ちに京都府に対し、処刑の中止を「以ノ外ノ事」とし速やかに処刑するよう通達している。12月29日に改めて処刑が行われた(我妻1968:114)。
- さらにこの件に関する処分は以下の通り。京都府知事長谷信篤は宮内権大丞平松時厚に、京都府大参事松田道之、弾正大忠門脇重綾、同少忠足立正声は鳥取藩に、弾正大忠海江田信義は鹿児島藩に「御預」となった(維新史料綱要:明治3年1月18日の条)。その後長谷は謹慎10日、松田は20日、海江田、門脇、足立は50日の謹慎となった(我妻1968:119;『維新史料綱要』:明治3年3月28日の条)。松田が、同郷の門脇や足立のように、攘夷浪士に対して同情的であったのか否かは不明である。
- 16) 『同志社50年史』の編纂にも従事した青山霞村は、山本覚馬の京都府顧問時代の話として、山本覚馬が「府の政治を指導されるとともに、家では講座を開いて政治や経済に関する講義をされた。これにならった知名の士を挙げると、官員では横村正直、松田道之、藤村紫朗らである。(中略)なかでも松田は最も先生と親交があった」と記している(青山2013:163)。
- 17) 大島美津子氏は、『明治史料綱要職務補正録』(柏書房1967)をもとに「明治4年11月の地方官人事」の表を作成している(大島2005:389,390)。
- この表は府県名・就任年月日・役職名・氏名・出身を記載し、明治4年のうちに罷免等があった場合にはその旨を備考欄に記載している。今後参照されるべき論文の表であるが、若干誤植が見られる。同論文が『展望日本歴史17近世から近代へ』(東京堂出版,2005)に転載されたさいにも誤りがそのまま引き継がれてしまっ

ているので、ここで誤植部分を指摘しておきたい。

- ①長谷信篤の京都府知事更任は、「明治4年11月24日」(誤)→「明治4年11月22日」(正)。
- ②大阪府の渡辺昇は、「知事」(誤)→「権知事」(正)。
- ③足柄県の柏木忠俊は、「令」(誤)→「参事」(正)。
- ④柏崎県参事に南部広矛が就任するのは、「明治4年11月20日」(誤)→「明治4年11月14日」(正)。
- ⑤群馬県参事は、「小笠原幹」(誤)→「青山貞」(正)。
- ⑥入間県権令は、「青山貞」(誤)→「小笠原幹」。
- ⑦小倉県参事は、「伊東武重」(誤)→「伊藤武重」(正)。
- ⑧誤りではないが、若松県の鷲尾隆聚は、明治4年11月2日権令に就任するが同月27日には令になっている。このことは備考欄に記載あるべきであろう。
- 18) 明治5年2月21日太政官第39号に、「地方新任ノ官員」は「総テ旧習ニ不拘、新古判然区域ヲ分、速ニ改正ノ見込相立、廢置ノ御趣意吃度致貫徹候様可相心得事」とある(大島2005:390,391,山中1991:136)。
- これは明治5年2月5日付正院宛大蔵省何に対する対応であった。すなわち大蔵省は「從來ノ仕来ニ泥ミ、其儘押移候景々モ有之候趣ニ相聞ヘ不容易事ニ候」と主張していた(『公文録』壬申2月大蔵省何-9,山中1991:136)。
- 19) 明治4年11月27日太政官第622による。ちなみに府は知事(3等)が2人、権知事(4等)が1人である(山中1991:121)。
- 20) 宮武外骨は『府藩県制史』のなかで、府県統合後の県名の付け方を「朝敵膺懲」と結びつけ、大蔵卿井上馨の意向ではなかったかと推測している。朝敵云々はともかく、地方官からの建言書の文面があまりに簡素であること、それらが新任の地方官によってほぼ同時期に書かれていることを考えあわせると、大蔵省と地方官らとの間に何らかの合意があったと考えられなくもない。宮武の指摘はこのあたりの事情を示すものであろう(宮武1941:94,95)。
- 21) 松田の県政改革については、木山竹治・森順次両氏が記しているから、ここであらためて論ずるのは屋上屋を架すの感がある。しかし松田の政治思想についてさらに立ち入った分析を行うためには、あらためて松田の県政改革について検討する必要がある。たとえば森氏は松田の「開明性」を強調し、それを「徴士」一般の特徴に帰している。しかし徴士制は松田が県令となる以前の明治2年6月には廃止されている。そも

そも徴士制は、版籍奉還以前において、諸侯の家臣を新政府の官吏として出向させるさいに必要な手続きであった。したがって徴士であることと開明的であることとは何ら関係はない（馬場 1987：170）。

- 22) 明治5年以降、各府県に地方民会が設置される。この年に設置したのは、滋賀県のほかに、宇都宮・鳥取・愛知・印旛・東京・奈良・石川の各府県である。ただしこの時期の地方民会は府県の方針を説明伝達するための機関であった（上野 1998：31-53）。
- 23) 「滋賀県史」9：政治部3、勸業7、議事所。「議事大意条例」の前文については『滋賀県議会史』も注目する。ただその評価は、松田の「開明性」をいうに止まる。しかも第14条に議事所の「閉鎖・廃止」規定があることを根拠に、「官僚独善の善政押し売り傾向」が見られると、その歴史的限界を指摘する（滋賀県議会 1971：53, 54）。
- しかしこの前文には、松田が社会契約説を彼の政治理念として表明している点に、歴史的意義があると考えられる。松田が社会契約説の立場をとっていることは、湯川文彦氏も「社会契約論的政府像」（湯川 2015：35）という言葉を用いて指摘している。
- 24) 「外国人当夏避暑之為メ湖辺へ来遊御差許願書」壬申（1872）4月10日、井上大蔵大輔、渋沢三等出仕、渡辺大丞、岡本大丞宛。
- 25) 4つの項目について、森順次氏は「国際的な観光、洋学校、産業、金融の四方面についての開明派らしい着想」と評価する（森 1972：153）。なお、松田において開化主義と勸業政策とが親和性を持ちえたのには次のような事情もあった。すなわち「居留地」は、「租界」と同じ単語 settlement の訳語であるが、日本では主権行使の制限された空間としてよりも西洋と東洋とが交流する国際的な空間として機能した（堀田・西口 1995, 朴 2014）という条件に支えられている。
- 26) カール・レーマン（Carl Lehmann）は、文久2年（1862）3月より長崎の立神軍艦打立所で造船技師をしていたが、やがて諸藩に小銃等を販売する武器商人に転じた。慶応3年3月に和歌山藩から3,000挺の撃針銃等を、4月には会津藩から1,300挺の撃針銃等を受注しているが、この頃から山本覚馬との交遊が始まった（荒木 2003：182）。
- 27) 明六社の社員には、慶應義塾関係者のほかにも文部省、大蔵省、内務省などの官吏が名を連ねている。松田もまた明六社の「客員」として名があがっている（多田 1998：121）。また『郵便報知新聞』577号（明治8年2月2日）の府下雑報欄に明六社集会に関する記事が掲載されてい

るが、出席者の名前に松田の名前が見える（大久保利謙 2007：103）。

- 28) 同様の事例は、明治12年に始まる高島郡饗庭野（現高島市）の開拓事業にも見ることが出来る。同事業は松田が県令をしていた明治7年頃に計画された。彼は「県治所見」のなかで「此事や官拳ニ属セス、民拳ニ属スルヲ善シトス」（滋賀県議会 1971：950）と述べ、民間による開拓を主張していた。実際に饗庭野の開拓事業計画には滋賀県が加わるものの、起業基金には官費を一切投じていない。当時、同種の事業では官営方式が一般的であり、松田が主張した「民拳」方式は、それらとは一線を画するものであった（山室 2016：33-36）。
- 29) 「告諭」という形式（方法）を採用することの意味については、宮坂朋幸（2011）「滋賀県における就学勸奨政策—「告諭」という方法」（『びわこ学院大学研究紀要』第2号）、同（2018）「松田道之」（滋賀県教育史研究会編『近代滋賀の教育人物史』サンライズ出版などに指摘がある。なお、川村肇・荒井明夫編（2016）『就学告諭と近代教育の形成勸奨の論理と学校創設』（東京大学出版会）の第3章「学制布告書と就学告諭の論理」において、川村氏は全国から採取・整理した就学告諭をもとに、その内容（論点）に詳細な検討を加えている。
- 30) 「前県令松田道之事務引継書」は滋賀県県政史料室「歴史的文書」（明い59合本4-19）に所蔵されている。

## 引用文献

- 青山霞村原著・住谷悦治校閲・田村敬男編集（2013）『山本覚馬伝』宮帯出版社；原著は青山霞村（1928）『山本覚馬』同志社
- 上野裕久（1998）『わが国市町村議会の起源』信山社
- 荒木康彦（2003）『近代日独交渉史研究序説 最初のドイツ大学日本人学生馬島済治とカール・レーマン』雄松堂出版
- 井上義巳（1974）「咸宜園入門者についての研究」（『紀要』第16号、青山学院大学文学部）
- 井上義巳（1987）『広瀬淡窓』吉川弘文館
- 海原徹（2008）『広瀬淡窓と咸宜園』ミネルヴァ書房
- 大久保利謙（2007）『明六社』講談社学術文庫
- 大島美津子（1970）「明治初期の地方官」（『日本法とアジア』仁井田隆博士追悼論文集（第3巻）勁草書房
- 大島美津子（2005）「大久保支配体制下の府県統治」（『展望日本歴史17 近世から近代へ』東京堂出版）；（初出）「大久保支配体制下の府県統治」（日

- 本政治学会編 (1985)『近代日本政治における中央と地方』岩波書店)
- 神崎勝一郎 (2000)「廃藩置県後の中央政府と地方官—神奈川県権令大江卓の事例を中心として—」(慶応義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』47)
- 木全清博「大津欧学校の教育」(『近江歴史・考古論集』畑中誠治教授退官記念会, 1996)
- 木山竹治 (1925)『松田道之』鳥取県教育会
- 京都市 (1975)『京都の歴史』8 (古都の近代) 學藝書林
- 滋賀県議会 (1971)『滋賀県議会史』1
- 高野澄 (1974)「咸宜園—廣瀬淡窓」(奈良本辰也編『日本の私塾』角川文庫)
- 多田建次 (1988)『日本近代学校成立史の研究』玉川大学出版部
- 鳥取県 (1979)『鳥取県史』3
- 西川誠 (1993)「明治零年代の地方経営に関する覚書」(伊藤隆編『日本近代史の再構築』山川出版社)
- 朴俊炯 (2014)「東アジアにおける雑居と居留地・租界」(『岩波講座日本歴史』第20巻、地域論(テーマ巻1)。
- 馬場義弘 (1987)「明治初期の徴士制について」『同志社法學』38 (4・5)
- 福沢諭吉 (2008)『学問のすゝめ』岩波文庫
- 堀田暁生・西口忠編 (1995)『大阪川口居留地の研究』思文閣出版
- 丸山眞男 (1996)「幕末における視座の変革」(『丸山眞男集』9, 岩波書店); (1992)『忠誠と反逆』筑摩書房; 〈初出〉『展望』(1965.5)
- 宮武外骨 (1941)『府藩県制史』名取書店
- 毛利敏彦 (2011)「学会30年によせて—回顧と展望—」(明治維新史学会編『明治維新史研究の今を問う』有志舎)
- 森順次 (1972)「初代滋賀県令松田道之」『彦根論叢』第158・159号
- 山室拓矢 (2016)「饗庭野の土地利用変化と時代背景」『近江路』63, 滋賀大学教育学部地理学研究室・滋賀県地理教育研究会
- 湯川文彦 (2015)「三新法の原型—松田道之の地方制度構想を中心に—」『史学雑誌』124 (7)
- 我妻栄ほか編 (1968)『日本政治裁判史録』(明治・前第一法規出版 (株))
- 渡辺隆喜 (2001)『明治国家形成と地方自治』吉川弘文館
- 「迂言」『淡窓全集』中巻 (雑・上) 日田郡教育会編, 1926
- 『西園寺公望伝』1, 立命館大学西園寺公望伝編纂委員会編, 岩波書店, 1990
- 『滋賀県議会史』1, 滋賀県議会, 1971「滋賀県史」(国立公文書館蔵)
- 「太政類典」2篇95巻, 地方1 (国立公文書館蔵)
- 「入門簿」『淡窓全集』下巻, 日田郡教育会編, 1926
- 『法令全書』明治元年, 内閣官報局編, 1887 (原書房, 1979 覆刻)
- 『明治維新人名辞典』吉川弘文館, 1981
- 『明治史料頭要職務補任録』柏書房, 1967